

# 第1部

## わが国における 電子政府・電子自治体の現状と 当協会の取り組み

常務理事・開発本部長  
国分 明男



### 1. 電子政府とは

平成10年11月の高度情報通信社会推進本部決定による高度情報通信社会推進に向けた基本方針の中で、「紙」による情報の管理から情報通信ネットワークを駆使した電子的な情報の管理へ移行し、21世紀初頭に高度に情報化された行政、すなわち「電子政府」の実現を目指す旨と記述されている。このように電子政府とは、「紙」ベースの政府ではなく、「電子」ベースの政府であると単純明快に記述されている。

しかしながら、具体化に取り組んでみると、文書ベースで築きあげてきた法律や行政システムそのものの見直しをせざるを得ない、あるいは社会システムを変えなければならないなどの非常に大きな課題に直面する。これらは、やればできるものではあるが、明治以来の積み上げを見直すので簡単ではない。

これまでの政府における電子政府に対する取り組みを簡単に振り返ってみよう。平成5年頃の情報化に関する（民の情報化が進んでいて、官の情報化が遅れているという）官民格差の認識が出発点である。そこでは、官におけるパソコン導入率やネットワーク導入率を向上させる政策が検討された。平成6年には、行政情報化推進基本計画が閣議決定され、平成7年以降の中央省庁におけるパソコンやLANの整備、

インターネットの活用、霞ヶ関WANなど行政情報化の基盤形成が具体的に開始された。そのような動きと時を同じくして地方公共団体における情報化の積極姿勢が一部に見られるようになってきた。

この頃から、経済対策・構造改革のために巨額の補正予算が組まれるようになり、その受け皿として、行政間ネット、業務改革、コストダウン、電子調達、電子申請、電子認証、アウトソーシングなどへの取り組みをまとめて、電子政府というキーワードが誕生した。それが地方公共団体まで拡張されて、電子自治体というキーワードが誕生することとなり、それらを総称して電子政府・電子自治体と呼ばれるようになった。このように経緯から見る限り、電子政府と電子自治体とは分けて考えられている。さらに電子自治体には、都道府県と市町村レベルがあり、各々の役割は明確に異なるので、電子県庁、電子市役所などと呼ばれることもある。しかし、自治体へは国からの委任事務があり、ネットワーク的に見れば接続される部分があるので、すべては一体と考えられなくもない。

### 2. 電子政府の目的

#### (1) 情報化の推進

電子政府・電子自治体の目的としては、政府自身を電子化することにより、わが国社会の情報化を推進する観点と、行政の効率化の観点がある。前者については、民の情報化が進んでいるのに対して、官の情報化が進んでいないので、それを推進することによって社会全体の情報化の起爆剤にするという考え方であった。しかし、政府、特に霞ヶ関の行政官庁においては、行政情報化推進基本計画を受けて情報化整備が着々と進み、職員1人に1台のパソコンを配置し、電子メールとウェブについては、民間大企業をしのぐまでになっている。そこでは、現状の次

である。特に電子申請については総務省、国土交通省、経済産業省の先行3省が試行サービスを既に開始しており、印鑑に相当する電子署名が政府認証基盤（GPKI：Government Public Key Infrastructure）により可能になっている。このような情報化の光の部分の整備に対して、セキュリティ対策が後手にまわっていたが、徐々に状況は改善されつつある。

これに対して自治体においては、首長や担当者の認識や熱意が高い自治体では霞ヶ関以上のところも出てきてはいるものの、ばらつきが著しく、今日でも一般的に自治体が民に比べて情報化において遅れを取っているという状況は否定できない。すなわち、電子自治体の実現というよりは、全体的には電子メールやウェブ環境のような情報化整備をまず始めなければならない状況のところが多いように見える。しかしながら、住民基本台帳ネットワーク、LGWAN、個人認証基盤と政府により今後予定されている電子自治体への対応を急がなければならない状況があるので、キャッチアップは急務である。

## （2）行政の効率化

行政の効率化については、当初から問題意識がなかった訳ではないであろうが、人減らし政策と受け取られることを懸念してか、表面的には議論されてこなかったようである。さらに、経済対策・構造改革のための補正予算の下では、コスト意識が希薄であったようにも感じられる。しかしながら最近になってようやく、行政内部の情報化による組織改革の議論が行われ始めているとも聞く。

そこでは、情報化による人減らしと言うよりは、以下のような行政サービスの向上という観点での議論があっても良い。米国では、人材不足が深刻化しているため、少ない人数でこれまで以上の業務を推進するにはどうすればよいか、連邦政府職員を確保するにはどのような人材を募集するか、既存の人材のトレーニングをいかに効果的に行うか、知識の共有はどのようにするかなどの議論が重要になってきている。

米国においてはいかに人を削減するかという点では議論されていない。各省庁は、知識マネージメントを導入することで、今後退職すると予想される職員のノウハウや業務知識を把握・継承し、より少ないスタッフで従来どおり、もしくはそれ以上の業務をこなせるような体制作りに取り組んでいる。目指すところは、知識ワーカーの創出であり、情報環境を整え、知識を意識的に共用する文化を育むことで、政府職員の能力向上を目指している。

## 3. 当協会の取り組み

当協会では、平成8年度にわが国初のXML文書対応インターネット電子申請システムを開発し、その後実用化に向けてシステムの改良を重ねてきた。経済産業省関連の申請・届出等手続きに係わる汎用電子申請システムITEM2000（Information Technology Environment for METI since 2000）は、経済産業省の基本設計に基づいた、当協会のインターネット電子申請システムの改良版であり、公開鍵暗号方式による政府認証基盤（GPKI）に接続された汎用受付等システムである。このシステムでは、申請書様式の他に添付資料を含む申請文書一式を、電子申請文書パッケージとして取り扱っている。

当協会では本年5月に、このシステムを用いて経済産業大臣宛てに、平成13年度変更事業計画書及び変更収支予算書の提出、平成14年度事業計画書及び収支予算書の提出をインターネット経由で行った。このような民法に対応する省令「経済産業大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」に基づく電子届出としては、わが国の公益法人として初めての試みである。平成13年度変更事業計画書及び変更収支予算書には、経済産業省で用意されているXML形式による電子申請様式と添付資料19種類が含まれる。また、平成14年度事業計画書及び収支予算書には、同様の電子申請様式と添付資料18種類が含まれる。これらの届出文書の中で、議事録における議長や署名人の記名捺印については、スキャナーでイメージ化し、議事録のPDFファイルに貼りつけた形式で添付資料とした。さらに「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づき、電子認証登記所（東京法務局）の登記官による電子署名が付された当協会の公開鍵の電子証明書が添付され、それに対応する秘密鍵による当協会代表者の電子署名が行われている。

当協会では、上述のような開発事業の他に多くの調査事業を実施している。本号は、それらを「電子政府・電子自治体推進に向けた取り組み」の観点から、特集号として取りまとめたものである。わが国における最先端での常に変化する状況の下での現状のご紹介が、政府・自治体・関連企業等のご参考になれば幸いである。